

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金）午後1時33分から午後2時30分

2. 開催場所 合志市総合センター“ヴィーブル” 研修室1～3

3. 出席委員（13人）

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大薮	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	6番		
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地所有適格法人設立届出について

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和3年7月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、こんにちは。足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。久しぶりに推進委員の皆様方との一緒の合同の総会、そして研修会となりますので、本当に私としては大変うれしい一日でもございます。

さて、きょう午前中に田んぼの周りとかを確認をして、水の出口であるとか、蛇口を閉めたりとかいうそういう作業をしてまいりましたけれども、明日にかけてまして雨のほうが強くなりそうですので、どうぞ皆様方も確認をされる際には、どうぞ安全に気をつけて事故の起きないようにご注意ください。

それから、これまでの間、1カ月の間に、実は先日峯農業委員さんと一緒にでしたけれども、農業の次世代人材投資資金交付対象者の中間評価というのがありまして、お二人の方の現況のほうを見させていただきました。本当に頑張っているって、それぞれの圃場とかもきれいになっておりまして、今後ますます、3年目だったと思いますけども、頑張っていて、立派な後継者に育ていただければと思ったところでございます。

また、近くに新規就農の皆さんがいらっしゃいましたら、どうぞ農業委員の皆様方、また推進委員の皆様方もお声がけいただいて、励ましの言葉をかけていただければと思っております。

それから、7月9日の金曜日に農業新聞がございましたけれども、全体の農地の集積率というのを発表されておりまして、全体で集積率は58%だということでした。2023年度までに80%の集積率が国は目標にしているようですので、まだまだそれにはちょっと遠いかなあというところなんですけど、合志市におきましては、64.2%が今年の4月1日現在での集積率になっております。今後ますます皆様のお力をお借りすることになるかと思っております。きょう研修会の中でも農地のパトロール等について学んでまいりますので、皆様のお力をさらにお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、きょうの総会のほうもよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は農業委員13名、全員の委員さんがおそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事進行につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよ

う併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

### (1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、4番の中嶋委員、5番の衛藤委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

### (2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の大藪委員、7番の吉岡委員、9番の峯委員、12番の平山委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

### (3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。  
第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1につきまして上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

今回の農地所有適格法人設立届出は2件でございます。

議案書別紙の1ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても買うことまではできません。

番号1。それでは番号1についてご説明いたします。

今回、当該法人から農地所有適格法人として農地を購入したい旨申請がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の3ページの農地法第3条所有権移転番号1の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、次の第2号議案で農地の所有権移転をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

当該法人は阿蘇市に本社を置いている法人でございまして。今回、業務拡大及び病気等に対するリスク分散のために、福原で畜産業を営む法人より、牛舎、堆肥舎、農業機械と併せ、農地まで含めて一括で取得する話がまとまったとのことにより、農地法第3条にて農地を購入するにあたり農地所有適格法人設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、主に肉用牛の繁殖・肥育を行う法人で、議案書別紙の1ページに記載しておりますとおりの各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の2ページから18ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 ご説明いたします。

議案書別紙の19ページをお願いいたします。

今回、当該法人から農地所有適格法人として農地を購入したい旨申請がございまして、その対象農地としましては、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の10ページの所有権移転の2番の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、第4号議案で農地の利用権設定をご審議いただきます前に、農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

当該法人につきましては、主に米・野菜の生産、野菜の加工製造を行う法人で、議案書別紙の19ページに記載しておりますとおりの各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の20ページから31ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょ

うか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問やご意見がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙33ページ、図面斜線部分が申請地です。県道熊本大津線東側となります。次の34ページが現況の写真です。田植え準備中の状態です。35ページは保有機械の写真です。

次に36ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、この農地は2筆の田ですが、畦がないため、長年1筆として譲受人が水稻を作付けされており、今後も同様に水田として利用されます。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ。

よろしくをお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番(吉岡 近君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

6月30日に、私と村田推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。この申請理由は親族間の売買です。もともとこの農地は2筆ですが、畦がないため現況は1つの田として長年譲受人が耕作されていきました。今後も同様に水稻を作付けされます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。特に質問がないということで、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書3ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙37ページの図面右側斜線部分2筆、番号2の上段〇〇氏所有の農地です。また、その横直線表示部分の畑が下段〇〇氏所有の農地です。次に38ページをご覧ください。耕作地の現況写真です。次に39、40ページをお開きください。保有されている農業機械の写真です。

次に41ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人農地所有適格法人の要件を満たしており、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として利用しており、今後も同様にイタリアングラス等の飼料作物を作付けされる予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

6月30日に私と村田推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。今回の申請の理由は売買です。

この畑では以前より酪農用の飼料作物を植えておられました。今後も同様に周辺の飼料作物と同じ種類を作付けされるということです。特に問題はないと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようございませんで、採決を行います。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書3ページの下段になります。

番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙43ページをご覧ください。

図面中央斜線部分が申請地です。熊本菊鹿線南側にあり、竹林と竹林の間にある農地です。

次に44ページをお開きください。現地写真です。次の45ページは、保有されている農業機械です。申請人は、栗畑を多く持っておられるため、下草刈用の機械や電動草刈り機用のバッテリーをたくさんお持ちでした。

次に46ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は田んぼですが柿の木を作付け予定です。申請地は竹林に囲まれていて、隣接の畑が栗畑のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、平山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（平山洋生君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

6月30日に、私と安永推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。今回の申請の理由は規模拡大のための売買です。

申請人は栗畑を多く持っておられ収穫されています。申請地の隣の畑も栗を植えられております。申請地には柿の木を植えるということです。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑があればお願いいたします。ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は宅地分譲地への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の47ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387線の西側、合志第一病院の北側に位置する農地です。

次の48ページが申請地の現況です。

次の49ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、宅地分譲地19区画を整備し販売する計画です。

50ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の51ページでお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である県立菊池支援学校と、医療施設である合志第一病院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年1月末までに造成工事完了の予定であり問題ないものと思われれます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われれます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、「転用事業者が住宅17棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること。」、「土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること。」等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われれます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に5月25日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告をします。

令和3年6月30日の午前、私と農業委員会職員で現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が宅地分譲19区画として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何か意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議

案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の53ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、セブンイレブン合志竹迫店の南東側、星山商店竹迫工場の南側に位置する農地です。

次の54ページが申請地の現況です。

次の55ページが配置図です。申請者は畜産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、農業用資材置場を整備する計画です。

56ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の57ページでお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、振込証明及び残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年7月末までに完了の予定であり問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性については、資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年6月30日の午後、私と村田推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきまして、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が農業用資材置き場として農地を転用するものでございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に添った農業用資材置き場に転用するもので、何ら問題はないかと思ひます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何か意見やご質疑はございませんでしょうか。質問は

ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福岡求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福岡求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の59ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、西合志東小学校及び西合志南中学校の南側、九州自動車道の北側に位置する農地です。

次の60ページが申請地の現況です。

次の61ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

62ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に学校施設である西合志東小学校及び西合志南中学校が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年8月1日より事業に着手し、令和4年2月28日までに竣工の予定であり問題ないと思われれます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を5月20日付けで提出済であることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われれます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に4月28日付けで提出済みであり、協議済であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（大藪真裕美君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和3年6月30日の午前、私と平山推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題ないかと思ひます。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者にかかわる事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります5番、衛藤委員は、議案審議が終了する

まで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は従業員駐車場への転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の65ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、竹迫みのり保育園の東側、県道熊本大津線沿いに位置する農地です。

次の66ページが申請地の現況です。

次の67ページが配置図です。申請者は農業を営む法人で、当該申請地を賃借により借り受け、従業員の駐車場を整備する計画です。

68ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の69ページでお示ししておりますとおり、約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年7月1日より事業に着手し、令和3年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性については、車両の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

○7番(吉岡 近君) それでは現地調査につきまして報告します。

令和3年6月30日の午後、私と宮寄推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が従業員駐車場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思いま。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

番号1の議案審議が終わりましたので、退席中の衛藤委員さんは着席されるようご案内をお願いいたします。

続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて説明いたします。

7ページをお開きください。

令和3年第7回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。利用権設定、10年の田が2,838㎡、畑は3,351㎡でしたので合計6,189㎡でございます。5年の田が7,893㎡、畑は1,900㎡でしたので合計9,793㎡でございます。

今回の田の小計は10,731㎡、畑の小計は5,251㎡でしたので合計15,982㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は182,201㎡、畑の小計は271,501㎡で合計453,702㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の畑の小計は5,083㎡で合計5,083㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は11,176㎡、畑の小計は20,258㎡で合計31,434㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の8から10ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、10ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、3件、10,791㎡でございます。  
内契約予定件数が、3件、10,791㎡でございます。  
これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見や質問はございませんか。質問はよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

番号1から番号3まで、一括して事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書11ページをお開きください。

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、県道大津植木線の南側、西合志中央小学校の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、今回相続の手続きをするにあたり、誰も借り手がついていない農地であることがわかり、できればどなたかに耕作をお願いしたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります工藤委員、城推進委員にお願いします。

続けて、番号2につきましてご説明いたします。議案書12ページをお開きください。

番号2のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。

場所につきましては14ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、竹迫城跡公園の北側、蛇ノ尾公園の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、所有者である父が亡くなり、相続の手続きをするにあたり借り手がついていない農地であることがわかり、できればどなたかに耕作をお願いしたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地域の担当委員であります嶋田委員、上島推進委員をお願いします。

続けて、番号3につきましてご説明いたします。議案書12ページをお開きください。

番号3のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。

場所につきましては15ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、栄体育館の北西側、塩浸川の北側に位置する農地です。

この農地につきましては、現在環境保全協議会が無償で管理をしています。申出人は、このままの状況では、環境保全協議会に迷惑になるのではないのかとの考えからの申し出です。あっせん先が見つかるまでは現在と同じように環境保全協議会に管理をお願いしたいと希望されています。

あっせん委員についてですが、申請地域の担当委員であります村上委員、林推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かこれに関して質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。16ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書の16ページに記載しておりますとおり、所有権移転2件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。17ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠網目部分が所有権移転番号1の届出地です。新須屋駅の西側約100mに位置する農地で、住宅建築のための宅地への転用です。隣接する点線で囲まれた土地は同じ譲受人により転用が済んでおります。

次の18ページが所有権移転番号2の届出地です。西合志東保育園の東側に位置する宅地に挟まれた細長い農地です。譲受人は隣接する点線で囲まれた宅地も購入しており一体で使用されるとのことです。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の方から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質疑もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。  
会長に代わります。

-----○-----

（4）閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございます。  
以上をもちまして、令和3年7月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月9日

合志市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員